

日時 平成19年9月26日(水) 15:00～20:40  
 場所 ひょうご県民会館  
 出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、村岡、伊藤、加藤、草薙、  
 酒井、谷田  
 (河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、長尾、前田、植田、吉栖、岩間、合田  
 (事務局) 木本、平塚

内容(協議結果)

### 1 武庫川水系河川整備基本方針(原案)に関する論点の協議について

本日の資料を踏まえて、第76回運営委員会に引き続き、論点を以下の通り再整理した。

- ① 流域委員会の諮問、基本方針策定に至る経緯の記述：県は、松本委員長提出の「武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたって(案)」を参考に、「基本方針とは何か」「基本方針は社会的状況や前提条件等の変化によって将来見直すこともある」「基本方針策定の経緯」「今後の整備計画作成のスケジュールなどの取り組み」「基本方針の骨格」等を盛り込んだ「基本方針の“まえがき”として添付する序文」を作成する。また、本文に記述する基本方針策定に至る経緯の内容を再検討する。
- ② 平成16年台風23号被害の記述：前回運営委員会で合意確認済
- ③ 内水面漁業：今回の修文案の方向で合意(アユ漁が羽束川でも江戸時代から行われてきたのかどうか確認し、一部修文する。)
- ④ 第2章「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の前文の最後の3行にかかわる流域住民の関わりについて：今回の修文案で合意
- ⑤ 河川対策の検討の優先順位：継続協議(詳細は次回運営委員会で協議)
- ⑥ 堤防強化：今回の修文案の方向で合意(県は、基本方針本文7ページへの加筆を含め、一部修文を再検討する)
- ⑦ 上下流バランス：前回運営委員会で合意確認済
- ⑧ 水田の位置づけ：今回の修文案の方向および治水計画におけるピーク流量の配分数値に計上しないという考え方については合意するが、県は水田への一時貯留を含め流域対策についての本文および資料の記述について、総合治水対策を推進するうえで流域対策を積極的に推進していく基本姿勢が伝わるように修文を検討する。資料編の記述が本文の記述と変わらないのを抜本的に書き改め補強するよう検討する。
- ⑨ 生物の2つの原則：今回の修文案の方向で合意するが、県は本文および資料の記述について、一部補強し修文を再検討する。浅見委員にその内容の確認を行う。
- ⑩ 基本高水の説明：継続協議(詳細は次回運営委員会で協議)

<主な意見>

- ・ 基本方針の序文を県民に示す場合、河川整備基本方針の視点、河川整備基本方針の見直し条件、流域委員会の経緯、今後の河川整備計画に至るスケジュールを書くほうが良いのではないかと。
- ・ 国土交通省への同意申請時には、基本方針の序文も添付すべきである。
- ・ 基本方針本文では、委員会がどのようなことをしたのかを書くのではなく、合意形成のプロセスの重要性を記述すべきである。
- ・ 本文の内水面漁業の記述のうち、削除した文面の主旨は、付属資料に記述済みである。
- ・ 堤防強化について、「技術開発の動向を見ながら堤防強化等の対策に取り組む」という記述は、「技術開発の進展にあわせて…」のような表現に変えてはどうか。
- ・ 2章前文の②に、超過洪水対策としての堤防強化についても記述すべきである。
- ・ 堤防について、河川管理施設として責任をもてるのは計画高水位までであるとしても、計画高水位を上回っても破堤に至る時間を遅らせる(堤防に「ねばり」をもたせる)ことが重要である。
- ・ 基本的に流域対策は県ではなく、市、施設管理者が実施していくものなので、効果を数値化する、しないに関わらず、対策を推進していくという強い姿勢、積極性を示すべきである。

- ・ 流域対策に関する資料編の記述についても改めるべきである。
- ・ 優れた「生物の生活空間」を特定すべきとの意見があったが、優れた「生物の生活空間」の抽出はこれからの話であり、本文での記述はこのくらいが妥当ではないか。
- ・ 提言をまとめる段階で、優れた「生物の生活空間」の一次スクリーニングは済んでいることがわかるよう、「既往の調査資料を基本とする」旨の追記が必要ではないか。
- ・ 生物の2つの原則について、治水が環境に優先するのではなく、両立を図るような表現が必要ではないか。

## 2 次回運営委員会（第78回、10月3日開催）について

第54回流域委員会（10月9日開催）に基本方針（原案）に対する答申（案）を提出する事を確認し、次回運営委員会の協議事項は以下のとおりとした。

- ① 残された論点（「河川対策の検討の優先順位」「基本高水の説明」）および県が修文を再検討した事項の協議（継続協議）
  - ② これまでの修文で県により削除された箇所の確認
  - ③ 新規ダムにかかる環境調査に関して流域委員会で審議したことの位置づけ
  - ④ 河川整備基本方針（原案）に対する答申へ向けての作業
    - ・ 次回流域委員会での答申案の審議の際には、答申の骨子を確認できるよう、運営委員会で作業を進める。（当日の議論の反映や細かい字句の修文等は第80回運営委員会で行うこととする。）
    - ・ 答申（案）のたたき台については、次回運営委員会に向けて、松本委員長が起草する。
    - ・ 各委員は、次回運営委員会までに、答申（案）の骨格となるべき項目出しについての意見書を、松本委員長に提出する。
  - ⑤ 次回流域委員会での審議事項
  - ⑥ 今後の進め方
- ※ 次回流域委員会に向けて資料作成等の作業が必要な項目は、次回運営委員会で優先して協議を行う。

<主な意見>

- ・ 答申は、以前、県と合意できないものを書くと言っていたが、原案に対して各委員から膨大な意見が出され、ほとんどの部分で合意ができた。この議論のプロセスが非常に大切であり、答申に書くべきである。
- ・ 答申の中には、河川整備計画策定に向けた提言が必要である。

## 3 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて協議した結果、以下のことを決定した。

- 運営委員会の追加開催
  - ・ 第79回：10月5日（金）13:30～
  - ・ 第80回：10月15日（月）13:30～
- 第54回流域委員会について
  - ・ 流域委員会として知事の出席を要請するので、県は調整すること。

## ◆ 第77回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

[河川整備基本方針（原案）修文案 9月26日]

資料1 武庫川水系河川整備基本方針（修正案）

資料2 水田貯留にかかるこれまでの検討結果及び実施検討について

[武庫川水系河川整備基本方針（原案）等に対する意見書]

資料3 畑委員

資料4 住民からの意見書

（参考資料）

第76回運営委員会協議状況

（当日資料）

武庫川水系河川整備基本方針の策定にあたって（案）〔松本委員長〕